

#### 4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

##### ○短期入所

人員基準	従業者	併設事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	・当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上
		併設事業所	指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	<p>・①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については、1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者数の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
		空床利用型事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

		<p>指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合</p>	<p>①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については、1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
	<p>単 独 刑 事 業 所</p>	<p>指定生活介護事業所等</p>	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
			<p>指定生活介護事業所等以外</p>
<p>管理者</p>	<p>・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p>		

設備基準	併設事業所	居室	・併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること	
		設備	・併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く）を指定短期入所事業の用に供することができる	
	空床利用型事業所	居室	・併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること	
		設備	・指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有すること	
	単独型事業所	居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員：4人以下</li> <li>・地階に設けてはならない</li> <li>・利用者1人あたりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上</li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>	
		設備	食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障がない広さを有すること</li> <li>・必要な備品を備えること</li> </ul>
			浴室	・利用者の特性に応じたものであること
			洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設けること</li> <li>・利用者の特性に応じたものであること</li> </ul>